

【周防大島町】家庭用パソコン 無料窓口回収のご案内

周防大島町では、ご家庭で不要になった古いパソコンの無料回収を、下記の通り実施しています。ご利用の際は、必ず内容をご確認ください。

1. 回収の対象となるパソコン

○ 回収できるもの

平成 15 年(2003 年)9 月以前に購入された、ご家庭用のパソコン本体およびディスプレイ

※ 購入時期がわからない場合でも回収します。

× 回収できないもの

マウス、キーボード、ケーブルなどの付属品

→ 周防大島町のルールに従い、分別してごみステーションに出してください。

事業活動で使用したパソコン(産業廃棄物)

→ 事業者の責任において適正に処理してください。

パソコンのディスプレイとして使っていたテレビ

→ 家電リサイクル法の「特定家庭用機器」に該当します。

周防大島町以外にお住まいの方からの持ち込み

→ お住まいの市町のルールに従って処理してください。

2. ご利用の流れと注意点

【STEP 1】個人情報の消去

【最重要】パソコンに保存されている個人情報(住所、氏名、生年月日、写真など)は、必ずご自身の責任で完全に消去してください。

※ 情報が消去されていない場合、回収をお断りします。

【STEP 2】窓口での手続き

不要になったパソコン本体(またはディスプレイ)を下記の受付窓口へお持ちください。

窓口にて「家庭用パソコン回収依頼書」をお渡ししますので、その場で必要事項をご記入いただければ手続きは完了です。

◆ 受付日時 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◆ 受付場所 生活衛生課(久賀庁舎)および各総合支所(久賀、大島、東和、橘)の窓口

【ご注意】

一度回収した家庭用パソコンはお返しできません。

3. 窓口で回収できないパソコンの処分方法

町の窓口で回収できないパソコン(平成 15 年 10 月以降に購入したもの等)は、以下の方法で処分してください。

① 【おすすめ】リネットジャパンリサイクル株式会社の宅配便回収(無料)

ご自宅から宅配便で回収するサービスです。

メーカーや購入時期を問わず、手続きが簡単で便利です。

② 各パソコンメーカー または パソコン 3R 推進協会 への申し込み

主に平成 15 年 10 月以降に販売された「PC リサイクルマーク」付きのパソコンが対象です。